

Title	貢挙制の一考察：延暦十三年官符を中心として
Sub Title	On examination for candidates of officials in the early Heian Period
Author	犬塚, 富士夫(Inuzuka, Fujio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.143- 156
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

貢挙制の一考察

—延暦十三年官符を中心として—

犬塚富士夫

はじめに

律令官人の出身法である蔭位制と貢挙制とは、前者が氏族制的側面をもち、後者が人材登庸的側面をもつがゆえに、本来相対立するものである。ところが、延暦期における貢挙制の改正は、蔭位制と密接な関連をもちつつ、蔭位の特権を強化する形で行なわれている。この点に私は興味を感じ、特に延暦十三年の有位得第者に対する加叙規定を中心に、如何なる理由でそのような改正が行なわれたものか考察してみた。はなはだ愚見ではあるが、以下においてその結果を述べてみたいと思う。

延暦十三年（七九四）十月十一日の官符は⁽¹⁾、貢挙における蔭子孫及び有位得第者に対し、次の如き加叙規定を発令している。

庇下出身得第。本位上加ニ本第一叙上事。右被ニ右大臣宣一傳。奉レ勅。選叙令云。秀才明經得ニ上中以上。有ニ蔭及孝悌被ニ

表顯者。加ニ本位本第一階叙者。除此之外。至ニ有位人。本位本第有ニ相当者。更不ニ加叙。拠理論之。事乖ニ勸誘。自今以後。出身得第之徒。先有ニ本位者。於ニ本位上。計ニ本第階。更加ニ叙之。使下ニ後進輩ニ有ヨレ所ニ希求。自余依ニ令。以為ニ恒例。

この官符の主旨は言うまでもなく、「自今以後。出身得第之徒。先有ニ本位者。於ニ本位上。計ニ本第階。更加ニ叙之。」といふことにあるが、具体的にこれはどのような方式なのであらうか。また、右の官符はこの改正にあたって、現行の方式を「拠理論之。事乖ニ勸誘。」と批判しているが、如何なる点で現行方式は勸誘に乖うものなのであらうか。私は本論においてまずこの二点を明らかにし、次いでこの改正が行なわれた政治的理由は何か、という問題に考察を進めたいと思う。

右の官符が勸誘に乖えりとするのは、貢舉得第において、蔭子孫及び有位者は、位子及び白丁に対して不利な扱いを受けているということである。即ち得第叙位に際して、蔭子孫であることの、また有位者であることの特權が何ら生かされていないということである。では位子・白丁、蔭子孫、有位者がそれぞれ貢舉に応じて得第した場合を想定して、三者間に如何なる不合理が生ずるものであるか、明らかにしてみよう。

はじめに位子・白丁の場合である。貢舉奉試者を最も多く出したと思われる大学⁽²⁾は、一般的に貴族子弟の学校というふうに解釈されている。しかし、現実としては相当多くの位子・白丁の学生が存したようである。例えば学令入学資格の条には、「凡大学生。取ニ五位以上子孫。及東西史部子ニ為之。若八位以上子。情願者聽。」とあって、令制の中で位子・白丁の入学が公認されていたのである。更に天平二年(七三〇)に置かれた文章生の場合は、「文章生二十人。簡ヨ取雜任及白丁聽慧。不ニ須限ニ年多少也。⁽³⁾」とあることにより、規定のうえで位子・白丁の入学し得る余地がかなりあったと判断できる。

では彼等が貢舉に応じて得第した場合、如何に叙位されたかをみると次の如くである。⁽⁴⁾

①秀才、上々第^ニ正八位上、上中第^ニ正八位下。

②明經、上々第^ニ正八位下、上中第^ニ從八位上。

③進士、甲第^ニ從八位下、乙第^ニ大初位上。

④明法、甲第^ニ大初位上、乙第^ニ大初位下。

このような出身が「年二一才以上で、諸簡試を経て、大舍人・兵衛・使部に補し、また帳内・職分資人等に補せられて、官人機構の基底から出身⁽⁵⁾」しなければならなかつた位子にとって、また「僅かに帳内・資人等に補せられて文字通り官人機構の最基底部に出身し得る途が開かれているにすぎ⁽⁶⁾」なかつた白丁にとって、如何に有利なものであつたかは言うまでもない。彼等にとって、秀才上々第は最下位からかぞえて、実に八階級の取得を意味したのである。

これに対した蔭子孫の場合はどうだつたであろうか。前引の官符にみえる如く、選叙令には蔭子孫に對して「其秀才明經得^ニ上中以上。有^ニ蔭及孝悌被^ニ表顯^者。加^ニ本蔭本第一階^ニ叙。」という加叙規定が設けられていた。この規定をいま仮に蔭階の最も低い従五位の庶子にあてはめてみよう。従五位庶子の蔭階は従八位下である。彼が秀才上々第、即ち正八位上の第階に得第した場合「凡^ニ兩応^ニ出身^者。従^ニ高叙⁽⁷⁾。」の規定によつて、当然第階を選ぶことができる。更に彼は蔭位資格を有するが故に一階進められて、従七位下に叙されるわけである。この場合に彼は、貢挙に應ぜずにただ本来の蔭階を授与されることを考えれば、秀才上々第に得第したために四階を得たことになる。ところが正五位の嫡子の場合だと、蔭階が正八位下で、秀才上々第なれば従五位の庶子と同じく従七位下に叙されることになり、二階を得たことにしかならない。

更に、従四位の庶子以上だと第階の最高である秀才上々第の第八位上よりも蔭階が上になつてしまふので、蔭階にただ一階を加えて叙されるにすぎない。このようにみてくると、蔭子孫の場合はその蔭階によつて、同じ秀才上々第の得第でも、本来の蔭階及び第階に比して一階から四階の加叙という差が生じてしまう。また、その四階加叙という場合にしても、こ

れを位子・白丁との対比でいうならば、単に一階の取得をしか意味しないのである。蔭位の特権がなくても秀才上々第ならば正八位上に叙されるのであり、蔭位の特権をもっていても同じ秀才上々第で徒七位下にしか叙されない場合があるのである。長期間にわたる大学での勉学を経ての貢挙得第が、位子・白丁には八階級の取得を意味するのに対し、蔭子孫には一階から四階の取得をしか意味しないという不合理が起るのである。右官符の「勧誘に乖えり」とする所以である。

次に有位者の場合について検討してみよう。令体系においては、有位得第者に関する規定が全くみられない。それは、令制において学令・選叙令から判断して、有位者が貢挙に応ずるケース、言いかえれば貢挙に応ずる以前に位を帯している者は想定されていなかつたためと思われる。即ち、学令によれば大学への入学年令は十三才から十六才であり、一般に六年ないし七年の修学によって成業し、貢挙に応すべき資格が獲得される筈であった。また最大の在学期限は九年と定められていた。但し蔭子孫の場合、学業の成不を論せず二十一才になれば太政官に送られ、蔭に准じて色に配される定めであつた。従つて蔭子孫の場合、奉試以前に位を帯びている者は考えられなかつたわけである。一方位子・白丁の場合も、叙位年令の下限が二十五才であり、十六才で入学して最大限在学したとしても二十五才が限度であつて、やはり奉試以前に位を帯びている者は想定されないのである。このようなわけで、令制においては有位得第者の規定は全く設けられていなかつたのである。

ところが、現実の問題としては有位の学生が実際に存在したことが明らかである。例えば経国集卷二十には「文章生大初位上紀朝臣真象」の天平宝字元年（七五七）の対策文二首が載せられている。また、続紀天平宝字二年（七五八）元旦の条に「其大学生、医針生、暦算生、天文生、陰陽生、年廿五已上授位一階」なる文がみえている。このような有位奉試者の存在を推測させるものである。有位得第者が、いつ如何なる理由で出現したものなのかという問題については別に論ずるとして、このような事態は彼らをして有位であることの特権を主張させずにはおかしい筈である。その結果宝亀二年

(七七一) 次の如き勅が出されるに至つた。⁽⁸⁾

自今之後。有位見試以及第者。同階以上加一等一叙之。

この格はその記載が極めて簡単なため、かえつて解釈が困難で、全く異なる見解が出てきてしまうのである。現在のことろこの格に関して次の三つの見解がみられる。第一は桃裕行氏の説で「宝亀二年閏三月十五日勅の、自今以後有位見試以て及第する者、即ち登庸試験を受ける以前から位階を有していて、その試験に及第した者は、もとからの位階の上に一等を加えて叙すこととしたのは(後略)⁽⁹⁾」というものである。この見解では、有位得第者はすべて一階加叙されることになつてしまい、延暦十三年官符の「至_ニ有位人_一本位本第有_ニ相当_一者。更不_ニ加叙。」⁽¹⁰⁾というものである。この見解では、有位得第者はすべて一階加叙されることになつてしまい、延暦十三年官符の「至_ニ有位人_一本位本第有_ニ相当_一者。更不_ニ加叙。」⁽¹⁰⁾というのに合わず、承認することができない。第二は野村忠夫氏の説で「宝亀二年勅においては、帶びている本位より高位の第階に及第した場合にのみ、一階加叙の規定がみられるのに対し(後略)⁽¹¹⁾」との見解である。この解釈は第三の久木幸男氏の説と、加叙方式に關して全く相反する解釈である。即ち久木氏説は「この勅の意味は、任官試験合格者が、試験によつて与えられるべき位階と同等またはそれ以上の位階を、すでに蔭位制によつて与えられている場合は、すでに与えられている位階を一階級昇進させるというこ⁽¹¹⁾とであるが(後略)」⁽¹¹⁾といふ解釈をとつてゐる。野村氏の解釈では、現在帶びている位階と第階とを比べて、第階が高位の場合にのみ位階に一階加叙される。それに対し久木氏の解釈は位階が第階と同等か高位の場合に位階に一階加叙される。この両見解のうち私は野村氏説をとる。何故ならば、前記の「至_ニ有位人_一本位本第有_ニ相当_一者。更不_ニ加叙。」⁽¹⁰⁾という文があるからである。これは位階と第階が同位であつた場合には加叙されないという意味に解釈すべきである。そうすると、久木氏のようにとつた場合、位階と第階が同等のとき加叙されるという点もおかしいが、更に高い第階のときに加叙されず低い第階で加叙されるという、いかにも不合理なことが起こつてしまふ。従つて野村氏の如く、第階が位階よりも高かつた場合にのみ位階を一階進め、第階が位階と同等か又は低かつた場合には加叙されないと解釈すべきである。しかし

このように解釈したとしても、位子・白丁との比較においては前述の蔭子孫の場合と同様、あるいはそれ以上に大きな矛盾をもつことになる。

ではここで一応、位子・白丁、蔭子孫、有位者がそれぞれ得第した場合の矛盾を整理しておこう。

一、位子・白丁の場合 第階をそのまま叙されるのだから秀才上々等で八階の取得になる。
二、蔭子孫の場合 選叙令の規定により蔭階と第階のどちらか高いほうに一階を加えて叙位される。結果としては第階の如何を問わず一階の加叙にしかならない。

三、有位者の場合 令体系にはその規定をみない。宝亀二年（七七一）の格により、第階が位階よりも高位の場合に位階に一階加えて叙位される。

以上により、位子・白丁、蔭子孫、有位者の間に、得第叙位に関して大きな矛盾のあつたことが明らかになったと思う。この矛盾こそ前引官符が「事乖ニ勧誘」としているところである。

では右の如き矛盾を如何に解決しようとしたのか、次にその点の考察に移りたいと思う。前引官符においては新方式を「出身得第之徒。先有_ニ本位者。於_ニ本位上。計_ニ本第階。更加_ニ叙之。」と規定している。要するに本位の上に本第階を計つて加叙するというものである。これは具体的にどのような方式なのであろうか。さいわい得第加叙の実例がいくつかあるので、この実例によって新方式を明らかにしてみよう。

- ① 文章得業生從六位下菅原朝臣是善対策、處_ニ之中上、進叙_ニ三階、（續日本後紀承和六年一月五日条）
- ② 明經得業生正七位下苅田首安雄、大初位下葛井連善宗、並進_ニ二階、以_ニ奉試及科也、（三代實錄天保二年九月一五日条）
- ③ 前文章得業生正八位下味酒首文雄加_ニ叙三階、以_ニ対策及第一也、（三代實錄貞觀二年六月一四日条）
- ④ 医得業生從六位上柏人野宮成進_ニ位_ニ階、以_ニ奉試及第一也、（三代實錄貞觀八年五月九日条）

(5) 文章得業生正六位下菅原朝臣道真加_ニ叙一階、以_ニ対策得_ニ中上第_一也、須_下依_ニ格旨_一、加_ニ進三階_上、而本位正六位_下、仍

叙ニ一階_一（三代実録貞觀一二年九月一日条）

(6) 文章得業生從八位上紀朝臣長谷雄叙ニ位三階_一、以_ニ対策得_ニ丁科_一也、（三代実録元慶七年一二月二七日条）

以上六例中①③⑤⑥は秀才得第の例、②は明經得第の例と考へてよからう。④については、医得業生の試法が明らかでないが、職員令集解典薬寮の条に「医得業生三人。並准_ニ大学生_一也。」とみえることにより、明經得業生の例に准じて考へてよいものと思う。ではこれらの奉試得第者が如何なる加叙方式の適用を受けたか、具体的に検討してみよう。

まず秀才の場合についてみると、次の如くである。①は中上で三階。③は第階不明で三階。⑤は中上で一階であるが、格旨によれば三階。⑥は丁科即ち中止で三階。このうち最も注目すべきは⑤の例である。ここでは秀才中上第で三階加叙するのが格旨であるとはつきり述べられており、他の例もそれを裏付けている。但しここでことわっておかなければならぬのは、延暦十三年官符の時点において、秀才及び明經の中上第は未だ叙位の扱いは受けず、留省处分に過ぎなかつた、ということである。中上第が叙位されるようになるのは延暦二十一年（八〇二）のことである。即ち、延暦十三年格によつて秀才於ニ本位上_一計ニ本第階_一更加叙之。一依ニ去延暦十三年十月十一日。」格と記されている。即ち、延暦十三年格によつて秀才中上第が三階加叙されるようになつたのではなく、秀才中上第が三階加叙であるような方式が打ち出された、ということなのである。

では、この秀才中上第ならば三階加叙という規定から、より一般的な方式を導いてみよう。延暦二十一年の格によれば、秀才中上第は大初位下に叙される定めである。大初位下は最下位の少初位下からかぞえて三番目の位に當る。即ち無位で中上得第した者にとっては三階進めて叙されたことになる。従つて有位者の場合、無位の者と同じ条件にするためには、帶びている位の上に中上第で三階加叙することになる。つまり有位得第者の場合、得第の第階が最下位の少初位下からか

ぞえて何番目に当つてゐるかによつて、その数だけ帶びてゐる位階の上に加叙する、ということである。このことから、前記六例中の②は、明經中上第であつたことが推定できる。何となれば延暦二十一年格で、明經中上第は少初位上に叙述されるのである。更に④はやはり明經中上第に准ずるものであつたことも言えるわけである。

また、蔭子孫の場合であるが、延暦十三年官符では有位者の場合と全く同様に考へてゐるようと思ふ。それは、同官符が引用してゐる選叙令の条文で「加ニ本蔭本第一階」叙者。とすべきところを「加ニ本位本第一階」叙者。としているところからうかがふ。これは記載の誤りというよりも、蔭階を位階と同様に考へたことによるものと考えられる。そしてそのことは翌延暦十四年（七九五）の、蔭位二十才授与制の発令と関係してくるものであろう。即ち二十才蔭位授与制が励行されることになれば、蔭位授与以前に奉試得第ということはまず考へられない。従つて翌年の蔭位制改正に關して、蔭子孫は有位者と全く同様に扱われたものであろう。

以上の考察により延暦十三年官符が「事乖ニ勸誘。」とした現行方式の矛盾と、その矛盾を新方式によつて如何に解決しようとしたかを明らかにした。ここで節を改めて、このような改正が、如何なる政治的理由によつて行なわれたのか、といふ問題の考案に移りたいと思う。

II

延暦十三年官符による貢舉制改正の表面的な目的はすでに述べた如く、位子・白丁、蔭子孫、有位者の間に存した得第加叙方式の矛盾を除去することにあつたわけである。しかし、そのような改正が、何故この時期に行なわれたのか、といふことが当然次の問題とされなければならない。この問題に關してはすでに諸先学により、種々の見解が表明されている。例えば桃裕行氏は次のように述べておられる。「奈良仏教の羈絆を脱することを一つの目的としたところの平安奠都後の

政策が、いきおい儒教主義の大学寮に対し、以前に比して力をより以上入れるに至ったことは当然である。そして学制の運用は結局官吏登庸（具体的には国家試験通週）によって効果を現わすものであるのに対し、試験通過標準が高きにすぎ、高級貴族の子弟はかかる道を経ないでも、蔭位等によって、官途に就き得たから、就学を忌避した事情があり、これが奈良時代における大学寮不振の一原因であつたが、かかる事情を是正すべき政策は仏教政治の排除に始まつた光仁天皇の御代から既に見られ、それが桓武天皇の御代と受継がれた。⁽¹³⁾ 桃氏はこのように述べられたあと更に、勧学田の設置にみられる大学えの財政的補強策、あるいは大同元年（八〇六）の貴族子弟に対する就学の強制などと関連づけて、貴族子弟に対する就学奨励という側面を強調されるのである。このような見解はその後も諸氏によって主張されている。久木幸男氏の見解もその一つである。久木氏によれば「先述のごとく、資蔭出身すなわち蔭位制による任用と貢舉出身すなわち任官試験による任用との矛盾が、貴族子弟を大学寮から遠ざける原因の一つであつたが、貴族の任官試験合格者の優遇によってこの矛盾を可能な限り除去し、かれらの大学寮入学を奨励することが、右の七七一年、七九四年の叙位法改正の狙いであつたことはたしかである。」ということで、ここにおいてもやはり貴族子弟えの就学奨励を狙つた改正であることが強調されている。次に野村忠夫氏はやはり就学奨励策とどるが、さらにそれを律令制再建の動きと結びつけて考察されている。その見解は次の如くである。「これら延暦期における大学寮出身→及第コースの奨励振興が、延暦十年二月官符による教官職田の定制確立、同十三年十一月勅による勧学田の制のごとく、財政的補強の裏付けを伴つていることは、既に桃裕行氏の明らかにされたところである。この姿は有能な律令官人の登用養成をめざそうとした、所謂律令制再建期の一つの在り方を示すといえよう。⁽¹⁵⁾

以上の諸見解に共通するのは、加叙規定をはじめとする延暦期の貢举制改正を、いずれも貴族子弟への就学奨励策と解する点である。確かに結果としては就学を奨励することになつたと言えるかもしれないが、それを目的として行なわれた

改正である、という点に私はいささか疑問を感じる。それはまず就学奨励策であるという考え方の前提に、貴族子弟が大学を忌避した理由を蔭位制と貢挙制との矛盾にあったとする事である。彼らが就学を忌避したのは貢挙の叙位規定に矛盾があつたからではなく、むしろ彼らに就学の意欲がなかつたからこそ、そのような矛盾をもつた規定がいつまでも改められなかつたと考えるべきではなかろうか。では彼らが就学を忌避した理由は何か。それは大学での成業の困難さにあつたものと思う。そのことを示す資料は数多くあるが、なかでも日本後紀の次の文はその間の事情を最も如実に物語つていう。

勅、經^レ國治^レ家、莫^レ善^ニ於文[、]立^レ身揚^レ名、莫^レ尚^ニ於學[、]是以大同之初、令下諸王及五位已上子孫十歲已上、皆入^ニ大學[、]分^レ業教習[、]庶使下拾芥磨玉之彥、霧^ヨ集於環林[、]吞鳥雕虫之髮、風^中馳乎璧沼[、]而朽木難^レ琢、愚心不^レ移、徒積^ニ多年[、]未^レ成^ニ一業[、]自今以後、宜^下改^ニ前勅[、]任^ニ其所^ニ好、稍合^中物情^上。

この勅は、大同元年の貴族子弟に対する就学強制策を改めるべく出されたものである。大同元年の勅では、諸王及び五位以上子孫の十才以上の者は皆大学に入らしめ、蔭によつて出身する者も、一選期限の就学を強制したのである。ところがその結果は右の通りで「徒積^ニ多年[、]未^レ成^ニ一業[、]」という状態であった。そこで再び「任^ニ其所^ニ好、稍合^中物情[、]」ということになつたわけである。このような経緯から判断して、貴族子弟が就学を忌避した最大の原因是、大学での成業の困難さにあつたと考えるのである。貴族子の大部分は大学へ入つても成業して奉試する段階まで行かなかつたのである。従つて、加叙規定の改正が、彼らの就学を促すものであつたとは考えにくい。それでは一体延暦十三年の加叙規定改正及び延暦二十一年の得第叙位基準拡大は、如何なる目的で行なわれたのであろうか。以下この問題に対し私見を述べることにする。

右の如き延暦期の貢挙制改正において注目すべきは、その改正が蔭位の特權を有利化するような形で行なわれているこ

とである。たとえそれがそれまで不当に不利な扱いを受けていた矛盾を解消するために行なわれたものであつたとしても、少くともそれまでずっと続いてきた制度に対し、蔭位の特権を擁護する形で行なわれた改正であることは否定できない。そのような観点からこの問題を蔭位制との関連においてとらえる必要がある。このようにみた場合、延暦期に注目すべき蔭位制の改正が行なわれていることに気付く。第一は延暦十四年（七九五）の二十一才蔭位授与制の発令である。これは、慶雲三年（七〇六）格によつて蔭位資格者も、貢挙及び別勅处分によらなければ叙位されなかつた実状を改めて「應^ト三位已上子孫及四位五位子年滿三十者。叙^申當蔭階上事」¹⁶⁾とした改正である。この改正により蔭位資格者は、貢挙及び別勅处分を経ることなく二十一才になれば当蔭階に叙されることになり、その結果蔭位の特権が擁護されたのである。第二は、延暦十九年（八〇〇）の蔭位制適用範囲の拡大である。¹⁷⁾この改正は、従来蔭位授与の資格をもたなかつた四位の孫を、その範囲に入れることにしたものである。この二度にわたる蔭位制改正について、野村忠夫氏は次のような見解を示されている。「この蔭位資格者の範囲拡大が、蔭位制の発展として把握されるのは言うまでもないが、注目すべきは、従来の蔭位資格者の蔭階引上げの形ではなく、四位孫即ち中級官人層出身の官人進出の有利化の形で発展せしめられたことである。この姿は先に考えて來た延暦十四年官符における蔭位制の在り方と実質的に関連するものではないかと思う。即ち延暦十四年以前における別勅处分による蔭位授与の存在を考慮に入れるとき、二十一才蔭位授与制の形成は、恐らく従前において別勅处分の対象となる機会に乏しかつた中級官人層出自に、実質的により有利な結果となつたと推測されるからである。¹⁸⁾」このように野村氏は、延暦期の蔭位制改正が、中級官人層出自に有利な結果をもたらしたと説くが、それと全く同じことが貢挙制改正においても言えるのではなかろうか。即ち、蔭階も低く昇進の速度もおそい中級官人層出自につて、一度に最高八階、最低二階加叙の機会を与えたされたということは、その後の歩みが著しく有利化されたことを意味する。但し、それは大学において成業し、奉試得第の目算がなければ何にもならない。中級官人層で、学問的な力を相当

にもつていた者たちが、新方式の恩恵を最大限に受けることができたのである。

右の条件に合う者を延暦期に求めるならば、それは桓武をとりまく権力機構の中に見出される。桓武政権の構造は、独裁的な権力をもつた天皇を中心として、近親的な性格をもつた重臣が、帰化人系氏族出身の有能な中下級官人を従えていたものと言われる。⁽¹⁹⁾ 前者として菅野朝臣真道・秋篠朝臣安人らがあげられ、後者としては朝原忌寸道永・麻田連真淨など数多くの者を挙げることができる。彼らについて、特に前者についてその権力の基盤を考えた場合、何といっても桓武との外戚関係が物を言っているものとみられる。たとえ台閣に列したといえども、それだけでは藤原氏の如き伝統的な権力の基盤をもつた貴族には敵すべくもない。従つて彼らが将来における地位の保全を考えるならば、蔭位制の中に人材登庸の側面をもつ貢挙制を導き入れることで、伝統的貴族に対抗せざるを得なかつたのである。このようなどころに、蔭位制と密接な関連をもつた貢挙制の改正が延暦期に行なわれた理由があるものと思う。

むすびに代えて

弘仁十一年（八二〇）十一月十五日の官符は、「案_ニ唐式。昭文崇文両館学生。取_ニ三品已上子孫。不_レ選_ニ凡流。今須_フ文
章生者取_ニ良家子弟。（後略）」として大学の文章道から中級以下の貴族子弟を閉め出してしまった。この処置は、当時の台
閣の首班であることから考えて、藤原冬嗣の意向が強く打ち出されたものと推定される。ところがこの処置に対し、天長
四年（八二七）文章博士正五位下都宿祢腹赤は次の如き牒を大学寮に提出した。「（前略）今謂_ニ良家。偏拠_ニ符文。似_レ謂_ニ
三位已上。縱果如_ニ符文。有_レ妨_ニ学道。何者大學尚_レ才之處。養_レ賢_ニ地也。天下之俊咸來。海內之英並萃。游夏之徒。元
非_ニ卿相之子。楊焉之輩。出_レ自寒素之門。高才未_ニ必貴種。貴種未_ニ必高才。（後略）」結局この意見が入れられて文章生の
資格は旧制に復したのである。

私がむすびに代えてこの一件をとりあげた理由は、右の牒を書いた都腹赤の立場を述べるためである。彼は旧姓柔原氏を称する帰化系氏族である。彼の父秋成は渤海に使した功により延暦十五年（七九六）に外従五位下に叙る⁽²²⁾。その蔭により腹赤は文章生時代に大初位下を授けられている。⁽²³⁾その後弘仁十四年（八二三）には正五位下を授けられており、十数年の間に十七階の昇進を重ねている。このことは、延暦期に行なわれた貢举制改正が、何らかの形で寄与しているものと推定される。

以上のような腹赤の立場を考えた場合、右の牒は、文章博士としての腹赤が単に教育の機会均等を主張したもののみ考えることはできない。そこには、中級官人層出自の一員として、彼らの将来の歩みを不當に妨げる者に対してはげしく抗議する姿勢が感じられるのである。

註

- (1) 『令集解』卷一七選叙令秀才出身条（国史大系二三卷）五〇八頁
- (2) 桃裕行『上代学制の研究』一九頁
- (3) 『令集解』卷三職員令大学寮条（国史大系二三卷）八〇頁
- (4) 『選叙令』
- (5) 野村忠夫「律令官人の構成と出自」（大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』所収）二四二頁
- (6) 同右
- (7) 『選叙令』
- (8) 『令集解』卷一七選叙令秀才出身条（国史大系二三卷）五〇七頁
- (9) 桃裕行、前掲書五一頁
- (10) 野村忠夫「桓武朝後半期の一・二の問題」（古代学協会編『桓武朝の諸問題』所収）一一二頁
- (11) 久木幸男『大学寮と古代儒教』九〇頁
- (12) 『令集解』卷一七選叙令秀才出身条（国史大系二三卷）五〇六頁
- (13) 桃裕行、前掲書五〇七五一頁
- (14) 久木幸男、前掲書九一頁
- (15) 野村忠夫「桓武朝後半期の一・二の問題」（前掲書所収）一一三頁
- (16) 『令集解』卷一七選叙令授位条（前掲）五一三頁
- (17) 『令集解』卷一七選卷一七選叙令五位以上条（前掲）五一七頁
- (18) 野村忠夫「桓武朝後半期の一・二の問題」（前掲）一一一頁

史 学 第四十三卷 第一・二号

(一五六) 一五六

(19) 大塚徳郎『平安初期政治史研究』二四頁

(20) 『本朝文粹』(国史大系卷二九下)三八頁

国右

(21) 大塚徳郎、前掲書一三三三頁による

(22) 『凌雲集』(群書類從卷八)四六六頁

(23)